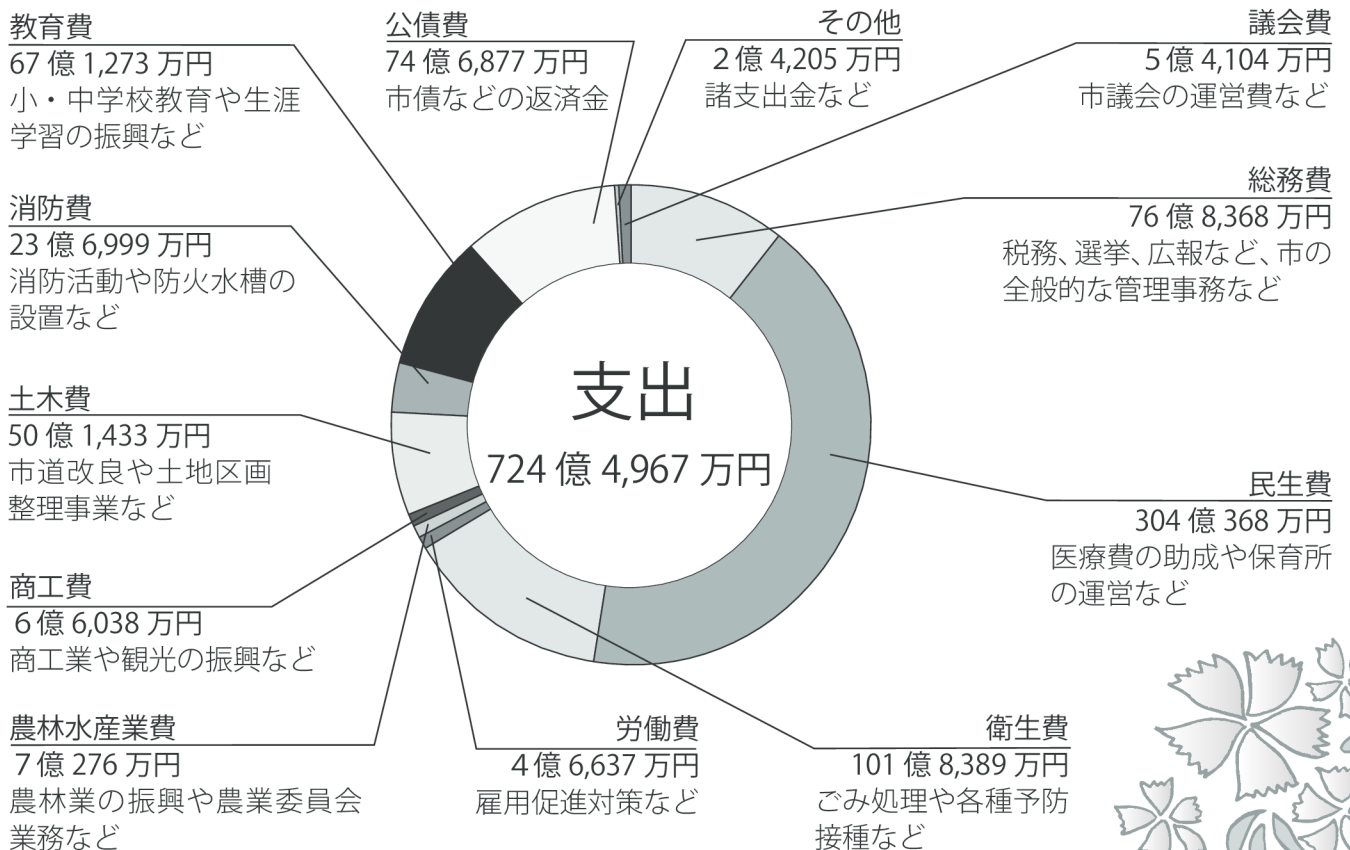
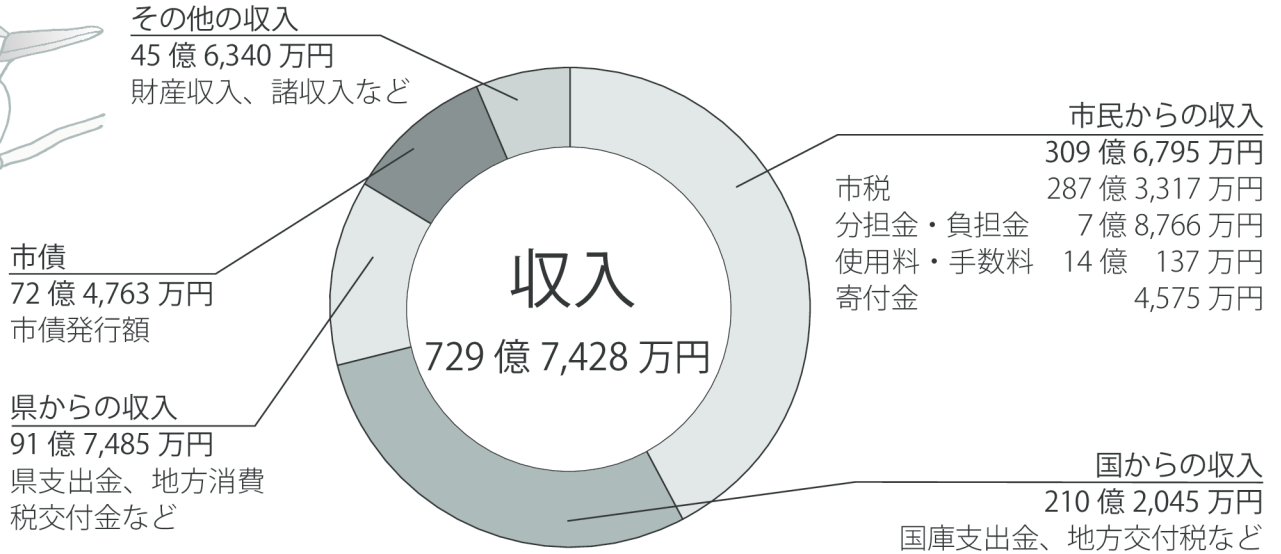


# 平成 28 年度 決算報告

平成 28 年度の決算と決算に基づく健全化判断比率等についてお知らせします。

問財政課…☎(237) 5292

一般会計…福祉・教育・環境など市民の皆さんの日常生活に関わる仕事をする会計



## 税制改正の影響などから市税収入が減少

収入の根幹である市税収入については、景気の回復基調により個人市民税は増収となったものの、税制改正の影響に伴い法人市民税が減収となったことなどから、対前年度比0.6%の減、金額にして約1億8,000万円の減収となりました。

支出では、主なものとして、民生費において保育所や認定こども園などへの運営給付費

が約3億7,000万円の増額となりましたが、土木費における公営住宅整備事業費の減などにより、全体として前年度に比べて約7億円の減額となりました。

今後も、市民サービスの維持・向上に向けて自主財源の確保に努めるとともに、限られた財源を効果的に活用し、健全な財政運営を行ってまいります。

平成 29 年 3 月 31 日現在 人口：190,456 人

### ◎市民 1 人当たりの税負担

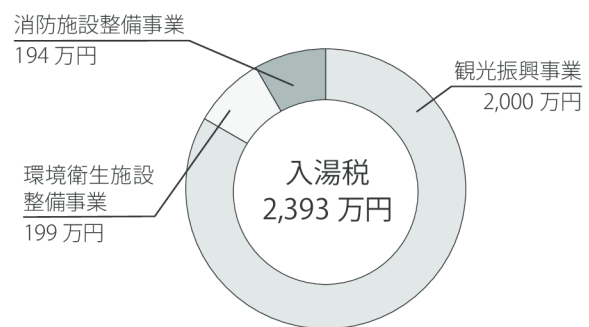
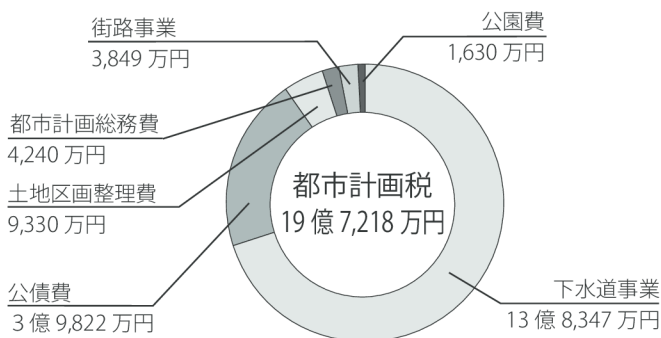
市民税	7 万 600 円
固定資産税	5 万 9,950 円
都市計画税	1 万 355 円
市たばこ税	7,319 円
軽自動車税	2,516 円
入湯税	125 円
<b>合 計</b>	<b>15 万 865 円</b>

### ◎市税収納状況

	平成 28 年度分	滞納分	合 計
課税額	288 億 5,042 万円	21 億 2,868 万円	309 億 7,910 万円
収入額	282 億 6,207 万円	4 億 7,110 万円	287 億 3,317 万円
収納率	97.96%	22.13%	92.75%

※過去の収納率：平成 26 年度…91.53%、平成 27 年度…92.37%

### ◎目的税\*の用途状況 ※目的税：使いみちが特定されている税金



### ◎市民 1 人当たりの支出

議会費	2,841 円	商工費	3,467 円
総務費	4 万 344 円	土木費	2 万 6,328 円
民生費	15 万 9,636 円	消防費	1 万 2,444 円
衛生費	5 万 3,471 円	教育費	3 万 5,245 円
労働費	2,449 円	公債費	3 万 9,215 円
農林水産業費	3,690 円	その他	1,271 円
		<b>合 計</b>	<b>38 万 401 円</b>



## 平成 28 年度収支

(収入) (支出) (差引額)  
 729 億 7,428 万円 - 724 億 4,967 万円 = 5 億 2,461 万円(平成 27 年度：10 億 904 万円)

《差引額の内訳》

次年度に繰り越して使用する分 → 4 億 461 万円(平成 27 年度：5 億 5,904 万円)

将来に備えて基金へ積み立てた分 → 1 億 2,000 万円(平成 27 年度：4 億 5,000 万円)

※詳しくはお問い合わせ、または市ホームページをご覧ください

# 平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率等

## ～健全財政を堅持～

地方公共団体の財政運営の健全性を示す「健全化判断比率」や公営企業ごとの経営状況を示す「資金不足比率」については、前年度に引き続き早期・経営健全化基準を下回り、健全な財政運営を維持することができました。

### ■健全化判断比率

自治体財政の健全度を示します。

(単位：%)

指標名	甲府市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.41	20.00
連結実質赤字比率	—	16.41	30.00
実質公債費比率	7.2	25.0	35.0
将来負担比率	70.8	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、本市は赤字額がないため比率は「—」で表示

### ■資金不足比率

公営企業経営の健全度を示します。

(単位：%)

区分	甲府市の比率	経営健全化基準
地方卸売市場事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
水道事業会計	—	
古閑・梯町簡易水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
簡易水道等事業特別会計	—	
浄化槽事業特別会計	—	

※各会計とも本市は資金不足額がないため、比率は「—」で表示

### 【指標の説明】

指標名	説明	甲府市の場合
①実質赤字比率	福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの	一般会計等は全体として黒字決算となっているため、比率は生じません ※一般会計等には、住宅新築資金等貸付事業特別会計・土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計を含む
②連結実質赤字比率	公営企業会計を含むすべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの	全体としては連結赤字が発生していないため、比率は生じません
③実質公債費比率	借入金の返済額と、それに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの	早期健全化基準を下回っています ※前年度と比べ、 実質公債費比率は、0.6ポイントの改善 将来負担比率は、2.5ポイントの上昇
④将来負担比率	特別会計、公営企業会計も含むすべての会計や一部事務組合などにおいて、借入金(市債)や将来支払っていく可能性のある財政負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの	
⑤資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの	各会計とも資金不足はありませんでした

①～④の指標のうち1つでも早期健全化基準を超える場合

➡ より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じる必要があり、これまでどおりの市民サービスの提供ができなくなります(財政健全化団体)。

①～③の指標のうち1つでも財政再生基準を超える場合

➡ 事実上、国の管理下での財政再生が必要となり、市の独自事業などが行えなくなります(財政再生団体)。

⑤の指標が経営健全化基準を超える場合

➡ 公営企業の会計ごとに「経営健全化計画」を策定することになり、大幅な歳出削減策や歳入の増加策(公共料金の値上げなど)を講じる必要があり、市民生活に影響する可能性があります(経営健全化団体)。

※指標を算出するための計算方法などは、市ホームページに掲載しています

### ◎市債残高

◇一般会計	752億 480万円	◇病院事業会計	93億 1,205万円
◇特別会計	7億 9,947万円	◇下水道事業会計	519億 682万円
◇市場事業会計	8億 4,199万円	◇水道事業会計	41億 5,899万円

特別会計 … 特定の仕事をする場合に一般会計と別に経理する会計

	【収入額】	【支出額】
国民健康保険事業	240 億 990 万円	244 億 733 万円
交通災害共済事業	5,043 万円	5,043 万円
住宅新築資金等貸付事業	8,147 万円	8,147 万円
土地区画整理事業用地先行取得事業	6,670 万円	6,670 万円
介護保険事業	189 億 5,392 万円	187 億 598 万円
古関・梯町簡易水道事業	1,806 万円	1,806 万円
農業集落排水事業	2,876 万円	2,876 万円
簡易水道等事業	6,222 万円	6,222 万円
後期高齢者医療事業	21 億 7,613 万円	21 億 7,252 万円
浄化槽事業	1,785 万円	1,785 万円

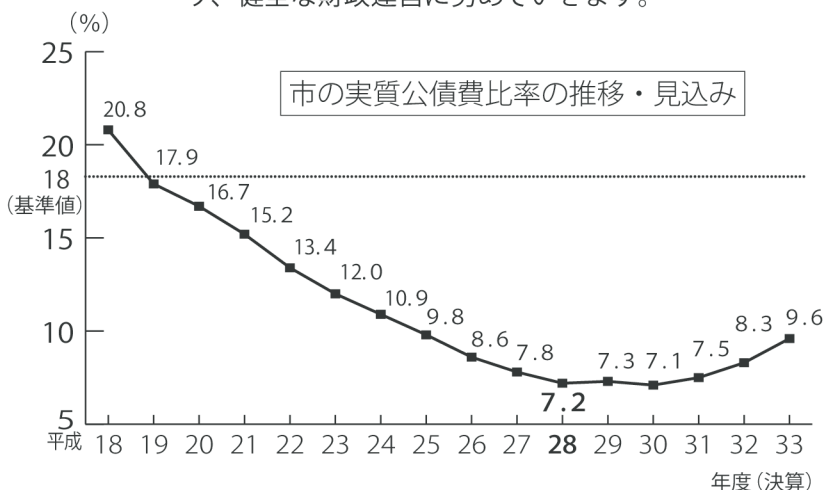
公営企業会計 … 地方卸売市場や市立甲府病院など独立して経理する会計

	【収入額】	【支出額】
地方卸売市場事業	営業収益 2 億 1,726 万円	営業費用 3 億 6,810 万円
	営業外収益 8,384 万円	営業外費用 2,575 万円
	特別利益 0 万円	特別損失 0 万円
	当年度純損失 9,275 万円	
病院事業	医業収益 79 億 4,734 万円	医業費用 85 億 1,646 万円
	医業外収益 8 億 8,784 万円	医業外費用 5 億 4,986 万円
	特別利益 0 万円	特別損失 0 万円
	当年度純損失 2 億 3,114 万円	
下水道事業	営業収益 40 億 5,203 万円	営業費用 51 億 4,558 万円
	営業外収益 35 億 1,477 万円	営業外費用 11 億 3,679 万円
	特別利益 3,775 万円	特別損失 426 万円
	当年度純利益 13 億 1,792 万円	
水道事業	営業収益 45 億 3,673 万円	営業費用 42 億 5,361 万円
	営業外収益 11 億 5,604 万円	営業外費用 1 億 4,852 万円
	特別利益 2 億 4,555 万円	特別損失 847 万円
	当年度純利益 15 億 2,772 万円	

## 実質公債費比率が 0.6 ポイント改善！

平成 27 年度決算での実質公債費比率は 7.8%でしたが、平成 28 年度決算では 0.6 ポイント改善し、7.2%となりました。

今後も、地方交付税措置がある有利な市債の活用や計画的な市債の発行により、健全な財政運営に努めていきます。



### 実質公債費比率とは …

自治体の財政の健全度をはかる指標で、自治体の標準的な収入に占める市債償還金の割合を示しています。

- 18%未満…国との協議により市債が発行できる(協議団体)。さらに、一定の要件を満たせば民間等資金債を事前届出により発行できる(協議不要対象団体)。

- 18～25%未満…公債費負担適正化計画の策定により市債発行が許可される(許可団体)。

- 25%以上…単独事業など一定の市債発行が制限される。